

「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の強化

【趣旨】

○ 平成22年11月、官邸の「待機児童ゼロ特命チーム」がとりまとめた「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の施策のうち、「平成23年度子ども手当特別措置法」に盛り込まれた「子育て支援交付金」による事業の拡充強化を図るため、事業内容の見直しや新たな手法の導入を行うこととし、それに伴い、事業全体の経費を改めて要望枠で要求。

※平成23年度予算 100億円 → 平成24年度予算要求 124億円

【効果】

○ 「潜在需要を含めた待機児童解消」が実現すれば、次のような効果が期待。

- ① 女性の就労を促進するとともに、能力を発揮する機会を増加 → 「新成長戦略」、「人材育成」
- ② 多様な保育サービスへの社会的企業等の参入を促進し、地域に根ざした雇用を創造 → 「地域活性化」
- ③ 子どもの安全を守り、子育て家庭が安心して生活できる環境を整備 → 「安心・安全社会の実現」

平成23年度

待機児童10人以上の自治体で実施

【実施内容】

○グループ型小規模保育事業

複数の家庭的保育者（保育ママ）が同一の場所で保育を実施する事業

○認可外保育施設運営支援事業

最低基準を満たす認可外保育施設に対する運営費補助

【予算額】 100億円

※子育て支援交付金（500億円）の一部

【実施内容】

○賃貸物件の活用（補助要件緩和）

○家庭的保育を実施する場合の賃貸料・改修費等の補助率の引上げ等

○土地借料の補助の創設

【予算額】 100億円

平成24年度

待機児童
がいる全
ての自治
体で実施

事業内容
の拡充・
見直し

待機児童解消の
取組を進めるため、
予算額を増額

平成25年度以降

子ども・子育て新システムの施行

【子育て支援交付金】

（運営費支援）

【安心子ども基金】

（整備費支援）

「プロジェクト」の拡充強化の内容

「平成23年度子ども手当特別措置法」による「子育て支援交付金」の対象事業(23年度予算 500億円)

【待機児童解消「先取り」プロジェクト事業】 約100億円

- ① グループ型小規模保育事業
- ② 認可外保育施設運営支援事業

待機児童解消は喫緊の課題
現物サービスの拡充が課題



拡充強化
が必要

【地方独自の子育て支援推進事業】

市町村独自の子育て支援事業を推進。

- ① 地域の実情を踏まえて市町村が独自に行う子育て支援事業のうち、新規事業
- ② 既の実施している事業の拡充を行う場合の当該拡充部分
- ③ 従来の次世代育成支援対象交付金（ソフト交付金）の児童人口配分による事業

【次世代育成支援対策推進事業】

次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画に基づく市町村の事業を支援。

- ① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業 等

【子育て支援環境整備事業】

民間児童館の活動推進、児童委員等の研修、母親クラブの活動支援等の事業を支援。

- ① 民間児童館活動事業
- ② 児童福祉施設併設型民間児童館事業
- ③ 地域子育て環境づくり支援事業
- ④ 地域組織活動育成事業

取組を加速

【要望枠】

- ① 待機児童解消に全ての自治体で取り組めるよう、対象自治体を拡大 ^新
 - ・（現行）待機児童10人以上 → 待機児童がいる全ての自治体に拡大
- ② 事業が実施しやすくなるよう、内容を見直し ^新
 - ・ グループ型小規模保育事業の見直し → 保育事業管理者（主任保育ママ）配置のための経費を加算
 - ・ 認可外保育施設運営支援事業の見直し → 開設準備経費（人件費、利子補填等）を加算
- ③ 地域の保育需要にきめ細かく対応するため、「地域型保育・子育て支援モデル事業」を創設 ^新
 - ・ 「地方版子ども・子育て会議（仮称）」の設置
 - ・ 小規模・多機能の保育事業の実施

「地域型保育・子育て支援モデル事業」の概要

【大都市モデル】（待機児童を50人以上抱える特定市町村などを想定） ※25市町村程度

- 待機児童を多く抱える人口集中地域において、現在、実施している「グループ型小規模保育事業」をベースとして実施する。
- 具体的には、下記の補助により、住民の多様なニーズにきめ細かく応えらるとともに、新たに配置された職員との連携・協力により、「グループ型小規模保育事業」の円滑な実施を図る。
 - ① 子育て当事者等が参加する「地方版子ども・子育て会議」を設置する経費
 - ② 「交流、相談・助言機能」や「小規模放課後児童クラブ」（10人未満）を併せて設置するのに必要な経費

<イメージ>

市町村



地方版子ども・子育て会議
（経費を補助）

【新規】

認可保育所

バックアップ施設

現在のグループ型
小規模保育事業

グループ型小規模
保育事業

参画

評価



待機児童

認可保育所

認可保育所

待機児童

グループ型小規模
保育事業

グループ型小規模
保育事業



待機児童

交流、相談・助言機能
の付加

小規模放課後児童
クラブの実施

（経費を加算）

【新規】

【一般市町村モデル】（合併により市域が拡大した市町村などを想定）※150市町村程度

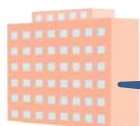
- 合併により市域が拡大した市町村などでの保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設（公営住宅・空き店舗等）の活用により、小規模な保育事業（20名未満）を実施する。
- その際、「地方版子ども・子育て会議」を設置するとともに、「交流・相談」や「小規模放課後児童クラブ（10人未満）」の機能も持たせることとし、住民の多様なニーズに対応しながら、それらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模保育事業の円滑な実施を図る。

（補助の例）

- ◆ 地方版子ども・子育て会議を設置する経費（会場借料、賃金職員雇い上げ費等）
- ◆ 小規模保育（定員18名）、小規模放課後児童対策（10名未満）、交流・相談助言を実施するための経費
・ 常勤保育士・非常勤保育士・調理師の雇い上げ経費、嘱託医手当、事業費（保育材料費、保健衛生費等）、賃借料等

<イメージ>

市町村



地方版子ども・子育て会議
（経費を補助）

【新規】

参
画

評
価

旧C町

【新規】



小規模保育
小規模放課後児童クラブ
交流、相談機能

小規模・多機能の
保育事業の実施
（経費を補助）

認可保育所



旧B町



放課後児童クラブ

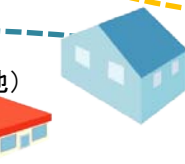
新A市



バックアップ施設

旧A市（旧市街地）

認可保育所



放課後児童クラブ



(参考1) 「新成長戦略」について(平成22年6月閣議決定)抜粋

(6)雇用・人材戦略

～「出番」と「居場所」のある国・日本～

今すぐ我が国が注力しなければならないのは、若者・女性・高齢者など潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加を促進し、しかも社会全体で職業能力開発等の人材育成を行う「雇用・人材戦略」の推進である。

(国民参加と「新しい公共」の支援)

国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会(「出番」と「居場所」)を実現し、成長力を高めていくことに基本を置く。

このため、国民各層の就業率向上のために政策を総動員し、労働力人口の減少を跳ね返す。すなわち、若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上のための政策目標を設定し、そのために、就労阻害要因となっている制度・慣行の是正、保育サービスなど就労環境の整備等に2年間で集中的に取り組む。

また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。

(地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現)

国民の新たな参加と活躍が期待される雇用の場の確保のために、雇用の「量的拡大」を図る。このため、成長分野を中心に、地域に根ざした雇用創造を推進する。また、「新しい公共」の担い手育成の観点から、NPOや社会起業家など「社会的企業」が主導する「地域社会雇用創造」を推進する。

(参考2) 待機児童解消「先取り」プロジェクト(平成22年11月)抜粋

7 「待機児童解消『先取り』プロジェクト」及び「新システムの構築」の成長への貢献

すべての子どもに良質な生育環境を保障する「待機児童解消『先取り』プロジェクト」及び新システムの実施により、保育サービスの質と量を確保し、待機児童解消を一刻も早く実現することは、仕事と子育てを両立したいという人たちの希望を実現させるだけではなく、雇用の創出において有効であるとともに、子育て世代の育児と就労支援や少子化に歯止めをかけるという効果も見込まれる。

①待機児童の解消

「3歳未満児の公的保育サービスの提供割合」について、平成29年度に44%に達する3歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たせば待機児童がゼロになることを踏まえ、平成26年度に35%(3人に1人)を目指す。(「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定))

②雇用の拡大

待機児童解消を図ることで、子育てサービス従事者を約16万人以上増(2017年度)、子育て期の女性の就労促進による労働力の増として、2020年までに25～44歳の女性就業率73%(2009年現在66.0%)を目指す。(「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定))

また、長期的には、少子化に歯止めをかけることで、将来の経済社会の担い手増を目指す。

③所得の増加

待機児童解消により、出産・子育てを経ても女性が就業継続できるようになるなどにより、そうした女性の収入増が2020年度で約3.3兆円以上、また、保育サービス従事者の増加による所得増が2017年度で約0.5兆円以上となることを目指す。(「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定))

④子どもが必要とするサービスの提供とニュービジネス創出

保育サービスを必要とするすべての子どもに、質の確保された保育サービスを提供することを目指す。

また、上記の保育サービスを提供できるよう、多様な形態による保育サービスの参入促進を図るとともに、保育を担う人材の質を高めるための研修を実施すること等により、ニュービジネスの創出を目指す。